

平成16年(行ウ)第372号 住基ネット受信義務確認等請求事件

原 告 杉並区

被 告 国 ほか1名

準 備 書 面 (6)

平成17年11月15日

東京地方裁判所民事第38部合A2係 御中

被告国及び同東京都指定代理人

被告国指定代理人

被告東京都指定代理人

第1	本件訴えの適法性について	5
1	はじめに	5
2	本件確認請求に係る訴えが機関訴訟に該当することについて	5
3	本件確認請求に係る訴えが「自己の権利利益の保護救済を目的とするもの」 ではないことについて	6
第2	本人確認情報の送信につき原告に裁量権が認められず、これを送信しないこ とが違法であること	6
1	はじめに	7
2	住基法30条の5の文理等	7
3	改正法の趣旨及び目的	8
(1)	改正法制定の経緯	9
(2)	改正法による住基ネットの導入の必要性及び目的	10
(3)	改正法の概要	10
(4)	住基法30条の5の解釈に関する原告の主張が改正法の趣旨及び目的に照 らして失当であること	11
4	住基法36条の2及び30条の29との関係	15
5	原告のその余の主張について	17
(1)	「地方自治法の分権保障原理」及び「住基法における市町村の役割・権限」 を指摘する点について	17
(2)	「住基ネットをめぐる問題状況」を指摘する点について	19
(3)	「先例としての横浜方式」を指摘する点について	21
第3	結語	22

被告らは、本準備書面において、原告準備書面(2)ないし同準備書面(4)における主張に対し、必要と認める限度で反論する。

なお、略称等は、本準備書面において初めて用いるもの以外は、従前の例による。

第1 本件訴えの適法性について

1 はじめに

原告は、原告準備書面(2)及び同準備書面(3)において、本件訴えの適法性について主張するが、本件訴えが法律上の争訟に当たらず、不適法であることは、被告ら準備書面(1)ないし同準備書面(3)において述べたとおりである。以下、原告準備書面(2)及び同準備書面(3)における主張について、必要と認める限度で反論する。

2 本件確認請求に係る訴えが機関訴訟に該当することについて

原告は、「機関訴訟とは、本来的には、同一主体内部における機関相互の争いをいうものである」から、本件確認請求に係る訴えが機関訴訟に該当すると解する余地はないと主張する(原告準備書面(2)4, 5ページ)。

しかし、一般に、「国又は公共団体の機関相互間における権限の存否又はその行使に関する紛争」には、同一法人の機関相互の紛争のみならず、別法人の機関相互間の紛争、更に別法人相互間の紛争も含まれるものと解されており、国と公共団体の間の訴訟が機関訴訟に含まれないとする原告の主張はその前提を誤った独自の見解である(被告ら準備書面(3)4ページ)。

市町村の境界の確定の訴え(地方自治法9条等)、課税権の帰属等に関する訴え(地方税法8条等)及び住民の住所の認定に関する訴え(住基法33条)は、いずれも、形式的にも実質的にも同一とはいえない別法人相互間の紛争について訴えの提起を認めたものであるが、これらの訴えは、現在では機関訴訟の一類型として分類されている(山本隆司「条解行政事件訴訟法(第2版)577, 578ページ、園部逸夫「民衆訴訟・機関訴訟」法学教室102号62

ページ)。このことに照らしてみても、機関訴訟は、同一主体内部における機関相互の争いに限られるものであるとの原告の上記主張は、明らかに失当である。

3 本件確認請求に係る訴えが「自己の権利利益の保護救済を目的とするもの」ではないことについて

(1) 原告は、住基法30条の5に基づく本人確認情報の送信につき原告に裁量権が認められることを前提として、本件確認請求に係る訴えが「自己の権利利益の保護救済を目的とするもの」であると主張する（原告準備書面(3)4, 5ページ）。

しかし、住基法30条の5に基づき本人確認情報を送信するに当たり、送信するか否か、あるいは送信する情報の範囲を決定する「裁量権」が市町村長に認められる余地などないことは、後記第2において述べるとおりであり、原告の上記主張は、その前提自体が失当である。

(2) 原告は、最高裁判所平成13年7月13日第二小法廷判決（訟務月報48巻8号2014ページ）は「行政主体（本件の場合、国）がその行政上の固有の利益の保護救済を求めて他の行政主体（本件の場合、那覇市長）に対して出訴する場合に法律上の争訟性を認めたもの」であると主張する（原告準備書面(3)5, 6ページ）。

しかし、上記判決は、「本件建物の所有者として有する固有の利益が侵害されることをも理由として、本件各処分の取消しを求めていると理解することができる。」としていることからすれば、財産権の主体として自己の財産上の権利利益の保護救済を求めていることを理由として、法律上の争訟性を認めたものであり、行政上の固有の利益の保護救済を求めた場合に法律上の争訟性を肯定したものではない。

第2 本人確認情報の送信につき原告に裁量権が認められず、これを送信しないこ

とが違法であること

1 はじめに

原告は、住基法30条の5に基づく本人確認情報の送信につき原告に裁量権が認められると主張し、このことを前提として、被告らの行為が国賠法1条1項の適用上違法である旨を主張する（原告準備書面(4)5, 6ページ）。

しかし、①住基法30条の5の文理（後記2）や、②改正法の趣旨及び目的（後記3）に照らせば、住基法30条の5に基づき本人確認情報を送信するに当たり、送信するか否か、あるいは送信する情報の範囲を決定する「裁量権」が市町村長に認められていないことは明白である。また、住基法36条の2及び30条の29の解釈に関する原告の主張はいずれも失当であり、これらの規定は原告のいう「裁量権」を認める根拠になるものではないし（後記4）、原告準備書面(4)におけるその余の原告の主張も、およそ、本人確認情報の送信につき原告に裁量権があると認めるに足りる根拠にはならないものである（後記5）。

したがって、原告が本人確認情報の一部を送信しないことは違法であり、東京都知事がこれを受信する義務もないことは明らかである。

2 住基法30条の5の文理等

住基法30条の5第1項は、「市町村長は、住民票の記載、消除又は第7条第1号から第3号まで、第7号及び第13号に掲げる事項（中略）の全部若しくは一部についての記載の修正を行った場合には、当該住民票の記載等に係る本人確認情報（中略）を都道府県知事に通知するものとする。」と規定し、同条2項は、「前項の規定による通知は、総務省令で定めるところにより、市町村長の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて都道府県知事の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。」と規定する。

以上のような住基法30条の5第1項及び2項の文理に照らせば、これらの規定は、市町村長において、その住民に係る住民票の記載等を行った場合には、

都道府県知事に対し、住基ネットを用いて本人確認情報を通知すべき旨を定めたものであり、一定の場合に本人確認情報の通知を行わないことや、通知をする本人確認情報の範囲につき、市町村長に裁量権を認めたものと解する余地がないことは明らかである。

原告は、「単なる文理解釈」にとどまらず、「関連法規定と整合する体系的解釈・総合的解釈」を行うべきである旨を主張するが（原告準備書面(4) 6, 7 ページ）、法令の解釈を行う際には、その規定の文理が基本とされるべきものであり、「体系的解釈・総合的解釈」の名の下に、規定の文理を全く離れた恣意的な解釈をすることは許されないとわなければならない。本人確認情報の送信につき原告に裁量権が認められるべきである旨の原告の前記主張は、住基法30条の5第1項及び2項の規定の文理を無視するものであり、この点のみをみても失当であることが明らかである。

また、仮に、本人確認情報の通知について原告が主張するような内容の裁量権が認められるとすれば、一部の住民について正確な本人確認情報が通知されない事態が生じることになるから、都道府県知事が住基法30条の7に基づく本人確認情報の提供の事務を適正に実施するためには、このような裁量権が行使された市町村の住民については、通知が実施されている住民と実施されていない住民を区別し、通知が実施されていない住民について、別途、住基ネットを使用しない方法を講じて、その本人確認情報を保存するなどの対応を強いられることになる。したがって、改正法がこのような事態を想定しているのであれば、当然これに対応するような規定が存在するはずであるが、住基法には、上記のような住基ネットによらない事務の存在を前提とする規定は全く存在しない。よって、この点からしても、住基法は、市町村長に対し、原告が主張するような裁量権を認めていないことは明らかである。

3 改正法の趣旨及び目的

以上に加え、改正法の趣旨及び目的からしても、原告の主張するような裁量

権が認められるとの解釈が不当であることは明らかである。

(1) 改正法制定の経緯

住民基本台帳は、昭和42年に制定された住基法に基づき、住民の住所の変更等に伴う各種届出を一本化し、また、住民に関する記録を正確かつ統一行的に行うための台帳として、各市町村において設けられたものであり（住基法1条、5条）、住民の利便性の増進と国及び地方公共団体の行政の合理化に寄与する目的を有するものである。

住民基本台帳事務については、各市町村において、早くから電子計算機を利用した事務処理の効率化が図られ、法制度上も磁気ディスク等をもって住民票を調製することが可能とされたため、平成7年4月1日現在で、全市町村の91.1パーセント、人口割合で98.7パーセントもの住民基本台帳が既に電算システムとして稼働していた。

このような中、平成6年8月に、旧自治省行政局長の私的研究会として「住民記録システムのネットワークの構築等に関する研究会」が発足し、同研究会は、平成8年3月28日に「最終報告書」を提出した（乙第1号証ないし第3号証）。

旧自治省は、平成8年7月から12月にわたり、旧自治大臣主催の「住民基本台帳ネットワーク懇談会」を3回開催し、この最終報告書に対する各方面の意見を幅広く聴取した（同懇談会の意見の概要につき、乙第4号証）。その上で、国会における議論等を踏まえ検討を行い、平成9年6月に「住民基本台帳の一部改正試案」を作成・公表し、法案作成に向けて幅広く意見を聴取した。

その後、平成10年2月には、個人情報保護のための措置を加えた「住民基本台帳法の一部を改正する法律案の骨子」を作成・公表し、同年3月10日に「住民基本台帳法の一部を改正する法律案」を閣議決定し、平成11年8月12日、改正法が成立した（乙第5号証7ないし9ページ）。

(2) 改正法による住基ネットの導入の必要性及び目的

改正法の提案理由については、第145回国会において、「この法律案は、住民の利便を増進するとともに、国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため、住民票の記載事項として新たに住民票コードを加え、住民票コードをもとに市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務の処理及び国の機関等に対する本人確認情報の提供を行うための体制を整備し、あわせて住民の本人確認情報を保護するための措置を講じようとするものであります。」と説明されている（乙第6号証）。

すなわち、高度に情報化された現代社会において、既に民間部門では、コンピュータ・ネットワークシステムが構築、活用されており、顧客サービスの向上や業務の効率化が積極的に進められてきている。このような中であつて、行政も、全国的な広がりをもった住民の移動や交流という実態に合わせて、行政サービスを的確かつ効率的に提供していく必要性があり、また、高齢者や被災者等の弱者に対する配慮の行き届いた社会を構築するためのセーフティネットも必要である。

そのためには、市町村や都道府県の区域を越えた本人確認システムが不可欠であり、行政部門においても、民間部門と同様に、情報通信技術を的確に活用することが必要不可欠といえる。

前記のように、住民基本台帳の全国的な電算化が進んでいることから、これをネットワークで接続すれば、全国的な本人確認システムが安価に構築できるし、住民にとっては面倒な行政手続が簡略化され、行政職員の削減も可能となる。

改正法により導入された住基ネットは、正にこのような発想から生まれたシステムであつて、その目的は、行政サービスの向上と行政事務の効率化である（乙第3号証31ないし35ページ）。

(3) 改正法の概要

改正法においては、住基ネットを導入するため、以下のような規定が新設された（乙第5号証11ないし15ページ）。

ア 住民票コードに関する事項（住基法7条, 30条の2ないし30条の4）

イ 住民基本台帳事務の簡素化・効率化

(ア) 住民票の写しの広域交付（住基法12条の2）

(イ) 転入転出手続の簡素化（住基法24条の2）

ウ 本人確認情報に関する事務の処理

(ア) 市町村長からの本人確認情報の通知（住基法30条の5）

(イ) 都道府県知事の事務（住基法30条の7ないし30条の9）

(ウ) 指定情報処理機関の事務（住基法30条の10ないし30条の28）

エ 本人確認情報を保護するための措置

(ア) システム運営主体である市町村等における本人確認情報の保護措置
（住基法30条の29ないし30条の32, 36条の2）

(イ) 受領者である国の機関又は法人等における本人確認情報の保護措置
（住基法30条の33ないし30条の36）

(ウ) 自己の本人確認情報の開示及び苦情処理（住基法30条の37ないし
30条の41, 36条の3）

(エ) 権限のない者の住民票コードの利用の禁止（住基法30条の42, 30条の43）

(オ) 本人確認情報の保護のための罰則（住基法第6章）

オ 住民基本台帳カード（住基法30条の44）

カ その他所要の改正（住基法11条, 改正法附則）

(4) 住基法30条の5の解釈に関する原告の主張が改正法の趣旨及び目的に照らして失当であること

ア 住基法30条の5は、改正法により新設された規定であるから、これを解釈する際には、改正法により住基ネットが導入された趣旨・目的を

斟酌しなければならない。

すなわち、上記(3)の住基法の各規定は、上記のとおり、住民の利便を増進するとともに、国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため、「住民票コードをもとに市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務の処理及び国の機関等に対する本人確認情報の提供を行うための体制を整備する」こと、換言すれば、行政サービスの向上と行政事務の効率化のために、全国的な本人確認システムである住基ネットを導入するという改正法の趣旨及び目的を達成するために新設されたものである。したがって、これらの規定について、全国的な本人確認システムとしての住基ネットの導入・運用を困難ならしめるような解釈を行うことは、上記のような改正法の趣旨及び目的を没却するものとして、許されないものといわなければならない。

イ 住基ネットは、本人確認情報を国の機関等、都道府県及び市町村で共有することにより、行政コストの削減等を図ることを一つの重要な行政目的としているのであって、住民の一部にでも不参加があると、国の機関等をはじめとする本人確認情報の利用者において、従来のシステムや事務処理を存置するとともに、本人確認情報の提供・利用が必要な業務が行われる都度、いわゆる非通知希望者については、ネットワーク以外の手段により、当該事務に必要な氏名、住所等の情報を非通知希望者から収集するか又は非通知希望者から提出させざるを得ないことになり、住基法が予定する効果の達成は著しく困難となる。対象となる事務の内容によっては、一定の行政機関等において、非通知希望者に関する事務のみならず、通知申出者も含めて住基ネットの利用を全面的に見合わせざるを得なくなることも予想される。

また、住基ネットは、市町村間をネットワーク化し、住民基本台帳事務の広域化、効率化を図ることを一つの重要な行政目的としているが、住民

の一部にでも不参加があると、市町村においてネットワークによらない住民基本台帳事務の処理方法を存置せざるを得ないことになり、住基法が目的とする市町村における住民基本台帳事務の効率化が阻害されることになる（乙第7号証）。

このような事態は、情報通信技術を利用して住民サービスの向上と行政事務の効率化を図るといふ改正法の趣旨及び目的に明らかに反するものである。なお、改正法制定時における研究会の報告書や改正法の概要等に関する文献においても、一部の住民について本人確認情報が通知されない制度を設計することなど、全く想定されていなかった（乙第1号証ないし第5号証）。

したがって、住基法30条の5が、市町村長が都道府県知事に対して本人確認情報を送信するか否か等について裁量権を認めているなどということとは、以上のような改正法の趣旨及び目的に照らしてみてもあり得ないことというべきである。

ウ 上記のとおり、仮に、本人確認情報の通知について原告が主張するような内容の裁量権が認められるとすれば、一部の住民について正確な本人確認情報が通知されない事態が生じることになるから、そのような状況下においても、都道府県知事が住基法30条の7に基づく本人確認情報の提供の事務を適正に実施するためには、すべての住民の本人確認情報を正確に把握することが不可欠であり、そのためには、このような裁量権が行使された市町村の住民については、通知が実施されている住民と実施されていない住民とを区別し、通知が実施されていない住民について、別途、住基ネットを使用しない方法を講じて、その本人確認情報を保存するなどの対応を強いられることになる。しかし、住基ネットの運用以外にこのような事務を行うことは、事務の効率化に逆行し、煩雑で

あるばかりか、事務作業上のミスをも誘発しかねず、極めて不合理である。このような事態は、「住民票コードをもとに市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務の処理及び国の機関等に対する本人確認情報の提供を行うための体制」の構築を阻害するものであるばかりか、「住民の利便を増進」し「国及び地方公共団体の行政の合理化」を図るという改正法の趣旨及び目的に反するものであることが明らかである。

そもそも都道府県知事は、改正法により、市町村長から通知された本人確認情報を保存すること（住基法30条の5第3項）、国の機関等に対して本人確認情報を提供すること（住基法30条の7）、本人確認情報の適切な管理のために必要な措置を講じること（同法30条の29第1項）、区域内の市町村の住民基本台帳に脱漏若しくは誤載があり、又は住民票に誤記若しくは記載漏れがあることを知ったときは、当該市町村長に通報すること（住基法12条の3）などの新たな責務を担うこととなった。これらの責務は、いずれも住基ネットの運営主体として怠ることが許されないものである。都道府県知事が、このような規定に従い、本人確認情報の正確性を担保し、本人確認情報の保存・提供等の事務を適切に実施するためには、住基法30条の5第1項及び2項に基づき、区域内のすべての市町村長から、すべての住民に係る本人確認情報が通知されることが必要不可欠というべきである。

以上の点に照らしてみれば、本人確認情報の通知について市町村長に裁量権が認められるとの原告の前記主張が失当であることは明らかである。そして、仮に杉並区長から東京都知事に対してこのような裁量権の存在を前提とする選択的な通知が行われたとしても、当該通知は住基法30条の5第1項に従った適法な通知であるとはいえないことも明らかであるから、東京都知事は、このような通知を受信する義務はないとい

うべきである。

4 住基法36条の2及び30条の29との関係

- (1) 住基法36条の2第1項は、「市町村長は、住民基本台帳又は戸籍の附票に関する事務の処理に当たっては、住民票又は戸籍の附票に記載されている事項の漏えい、滅失及びき損の防止その他の住民票又は戸籍の附票に記載されている事項の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。」と規定し、住基法30条の29第1項は、「都道府県知事又は指定情報処理機関が第30条の5第1項又は第30条の11第1項の規定による通知に係る本人確認情報の電子計算機処理等を行うに当たっては、当該都道府県知事又は指定情報処理機関は、当該本人確認情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の当該本人確認情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。」と規定する。

原告は、住基法36条の2第1項により、市町村長は、住民票に記載されている事項の適切な管理のための必要な措置を講じる権限があるところ、同条は、「適切な管理」「必要な措置」という不確定概念を使用しているから、市町村長には適切な裁量権を行使することが認められているなどと主張する（原告準備書面(4)13ページ）。また、原告は、住基法30条の5を住基法36条の2及び30条の29と一体的に解釈すれば、本人確認情報の通知につき市町村長に裁量権が認められるべきであると主張する（原告準備書面(4)5, 6, 12ないし14, 16ページ）。

- (2) しかし、上記のとおり、そもそも改正法は、行政サービスの向上と行政事務の効率化のために、全国的な本人確認システムである住基ネットを導入することをその趣旨及び目的とするものであり、このような改正法の趣旨及び目的を達成するために、住基法に前記3(3)の各規定が新設されたものである。したがって、これらの規定について、全国的な本人確認システムとしての住基ネットの導入・運用を困難にするような解釈を行うことは、上記のよ

うな改正法の趣旨及び目的を没却するものとして、許されず（前記3(4)ア参照）、改正法が、一部の住民について本人確認情報が通知されない事態が恒常的に発生することなど想定していないことも明らかである。したがって、住基法36条の2及び39条の29について、原告主張に係る解釈を採る余地はなく、上記各条文は、住基法に定める事務を実施することを前提として、住民票等に記載されている事項又は本人確認情報の適切な管理のために必要な措置を講ずべきことを定めたものにすぎないものというべきである（乙第9号証）。

なお、住基ネットについては、制度面、技術面及び運用面において、個人情報保護のための措置が適切に講じられているが（前記3(3)参照。乙第5号証20ないし22ページ）、電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準（平成14年総務省告示334号。以下「セキュリティ基準」という。乙第8号証）第4-9-(4)は、不正アクセスが判明した場合の対応について、「都道府県知事、市町村長及び指定情報処理機関は、不正アクセスが判明した場合、相互に連絡調整を行い、被害状況の把握、被害拡大を防止するための措置等必要な措置を講ずること」を定めており、ファイアウォールで不正アクセスの徴候を発見したときなど本人確認情報に脅威を及ぼすおそれの高い事象が確認され、本人確認情報の漏えい等の危険が具体的に発生した場合のように、緊急かつやむを得ないと客観的に認められる事情の存する場合に、応急的な措置として、市町村長又は都道府県知事が、一時的に住基ネットとの切断等の措置を講ずることを認めている。しかし、このような措置は、本人確認情報の漏えい等の危険が具体的に発生したような例外的場合に、被害状況を把握したり、被害拡大を防止するための技術的措置として、一時的に講じられることがあり得るものにすぎない。

したがって、具体的な漏えい等の危険性が生じていないにもかかわらず、住基法36条の2及び30条の29を根拠として、一部の住民の本人確認情報を通知しないという取扱いを恒常的に行うことは許されない（乙第9号証）。

5 原告のその余の主張について

(1) 「地方自治法の分権保障原理」及び「住基法における市町村の役割・権限」を指摘する点について

ア 原告は、住基法30条の5の規定を解釈する際には、「地方自治法の分権保障原理」及び「住基法における市町村の役割・権限」を考慮すべきであると主張する（原告準備書面(4)7ないし16ページ）。

イ しかし、住基法30条の5の文理や改正法の趣旨及び目的等に照らせば、本人確認情報の通知について市町村長に裁量権が認められると解する余地などないことは、前記2ないし4において述べたとおりである。

すなわち、原告の上記主張は、法令解釈において第一に行われるべき当該規定の文理解釈や当該法令の趣旨及び目的の検討といった作業を殊更無視ないし軽視し、上記のような抽象的・一般的原則等から直ちに、住基法30条の5の規定について、その文理や改正法の趣旨及び目的からはおよそ考えられないような解釈を導こうとするものであり、これが失当であることは、その内容をみるまでもなく明らかである。

ウ そもそも、地方分権一括法による改正後の地方自治法の下においても、地方公共団体は、自治事務であると法定受託事務であるとを問わず、法令に違反してその事務を処理してはならないことは当然である（同法2条16項、17項）。

また、住基法は、「市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする。」との地方自治法10条1項、及び「市町村は、別に法律に定めるところにより、その住民につき、住民

たる地位に関する正確な記録を常に整備しておかなければならない。」との同法13条の2に基づき制定された法律であり、地方自治法の特別法に位置づけられるべきものである。

したがって、市町村長が住民基本台帳事務を処理する際には、住基法の規定に従うのが当然であって、地方自治法の規定やこれから導かれる原則等を根拠にして、住基法の規定の文理や目的・趣旨に反した恣意的な取扱いを行うことなど許されないというべきである。

エ 住基法は、「住民に関する記録を正確かつ統一的に行う住民基本台帳の制度を定め、もつて住民の利便を増進するとともに、国及び地方公共団体の行政の合理化に資する」ことを目的とするものである（住基法1条）。そして、住民票の記載事項が、住民の氏名、生年月日、性別、住所、世帯の構成、戸籍の表示、選挙人名簿の登録、国民健康保険、介護保険、国民年金、児童手当に係る資格等多岐にわたることからも明らかなように（住基法7条）、住民基本台帳は、これを直接管理する市町村のみならず、都道府県、国の機関等が住民に関する事務の処理を行う際に幅広く活用されるものであり、したがって、そのような目的のために整備することが必要とされているものである。

また、住民基本台帳は、住民基本台帳の一部の写しの閲覧（住基法11条）、住民票の写しの交付（住基法12条）などが認められていることから明らかなとおり、住民の居住関係の公証の基礎としても活用されている。住民の居住関係の公証は、行政機関への届出等にとどまらず、民間の契約における取引の安全等を支える重要な社会的機能を有するものであり、これらの機能を果たすためには、市町村長の行う住民基本台帳事務が、住基法に基づき、住民の利便に資するよう、正確かつ統一的に実施されることが必要不可欠である。

このため、住基法は、住民基本台帳事務の直接の実施者である市町村長等の責務について定める一方で（住基法3条）、住基法の目的を達成するため、国又は都道府県が必要な指導を行うべき旨を規定している（住基法31条）。なお、改正法に基づき住基ネットが導入された結果、都道府県が住基ネットの運営主体として、市町村長が実施する住民基本台帳事務に関与することになったため、都道府県知事の責務について新たに規定を設けられたが（住基法12条の3、30条の29等）、これも上記のような住民基本台帳事務の正確かつ統一的な実施の必要性に配慮したものである。

このように、住基法は、その目的を達成するため、住民基本台帳事務の実施に関し、市町村及び都道府県の役割分担を定めているのであるから、住民基本台帳事務が自治事務であることを理由に、住民基本台帳事務は専ら市町村長が自主的に運用すべきであり、これに対する都道府県や国の関与は許すべきではないなどとする原告の主張は、失当であることが明らかである。

(2) 「住基ネットをめぐる問題状況」を指摘する点について

ア はじめに

原告は、本人確認情報の通知について市町村長に裁量権が認められるかどうかを検討する際に、「住基ネットをめぐる問題状況」について、住基ネットの行政目的等を考慮することが必要不可欠であるなどと主張する（原告準備書面(4)17ページ）。

しかし、行政権の主体である内閣は、専ら法律を誠実に執行すべき責務を負うものであり（憲法73条1号。佐藤幸治「憲法（第三版）」229ページ）、このことは、地方公共団体において行政の執行に当たる首長についても同様というべきである（法学協会「注解日本國憲法」下巻140

2 ページ)。原告の上記主張は、法令解釈の名の下に、国会が制定した改正法の趣旨及び目的を否定しようとするものにほかならず、立法権の判断をことさら無視し、法律を誠実に執行すべき責務を放棄するものといわざるを得ない。

したがって、原告の上記主張は、この点において既に失当であることが明らかであるが、念のため、以下、必要と認められる限度で簡潔に反論する。

イ 「住基ネットの行政目的の問題性」を指摘する点について（原告準備書面(4) 17ないし20ページ）

改正法に基づく住基ネットの導入の必要性及び目的については、前記3(2)において述べたとおりであり、住基ネットが正当な行政目的を有するものであることは明らかである。

原告は、住基ネットの利用による「住民の利便増進」及び「行政事務の効率化」の具体的内容について主張するが、住基ネットの適切な運用を通じて、上記のような改正法の趣旨及び目的の達成を図るべき責務があるにもかかわらず、このような責務を放棄し、改正法の趣旨及び目的自体を論難するものである。また、上記主張は、住基法30条の5の解釈と何ら関係がない事情を述べるものにすぎない。

ウ 「セキュリティ上の問題」を指摘する点について（原告準備書面(4) 20ないし22ページ）

住基ネットについては、制度面、技術面及び運用面において、個人情報保護のための措置が適切に講じられていることは前記3(3)において主張したとおりである。

原告は、「住基ネットに内在する危険性」や「セキュリティシステム上の問題」について主張するが、本人確認情報の漏えい等に関する抽象的な危惧感を述べるにすぎず、具体的な危険性について主張立証する

ものではない。また、上記主張は、住基法30条の5の解釈と何ら関係がない事情を述べるものにすぎない。

エ 「個人情報保護法制の不備」を指摘する点について（原告準備書面(4)22ないし24ページ）。

住基ネットについては、制度面、技術面及び運用面において、個人情報保護のための措置が適切に講じられていることは上記ウのとおりである。

原告は、使用済み本人確認情報の消去義務等について規定を設けるべき旨を主張するが、原告が指摘するような規定が存在しないからといって、住基ネットに関する個人情報保護のための措置が不十分であり、本人確認情報について漏えい等が生じる具体的な危険性があるというわけではない。また、上記主張は、住基法30条の5の解釈と何ら関係がない事情を述べるものにすぎない。

オ 「行政機関によるプライバシー侵害の危険性」を指摘する点について（原告準備書面(4)24ないし30ページ）。

住基ネットについては、制度面、技術面及び運用面において、個人情報保護のための措置が適切に講じられていることは上記ウのとおりである。

原告は、「データマッチングによる名寄せの危険性」や「目的外利用の問題性」について主張するが、上記のような適切な個人情報保護のための措置が講じられていることを殊更無視し、個人情報の不正利用があり得る旨を強弁するにすぎないものである。また、上記主張は、住基法30条の5の解釈と何ら関係がない事情を述べるものにすぎない。

(3) 「先例としての横浜方式」を指摘する点について

原告は、現在も「横浜方式」に基づく運用が継続されていること、それに

もかかわらず、住基ネット全体の運営に多大な支障を及ぼしている事実はないことなどを主張する（原告準備書面(4)30ページ）。

しかし、四者合意は、横浜市が住基ネットに接続していない違法な状態にあることについて、住基ネットの本格的な稼働までの期間を念頭において当該違法状態を速やかに解消するための具体的な手順について国、神奈川県、地方自治情報センター及び横浜市の間で確認したにすぎないものであること、横浜市は、現在においても、市民全員の本人確認情報を神奈川県に通知していないが、これは住基法30条の5等に反する違法なものであり、四者合意はこのような取扱いを容認する趣旨のものではないことは、被告ら準備書面(4)(5,6ページ)において述べたとおりである。

また、一部の住民について本人確認情報の通知が行われなかったことが、住基ネットの運用にとって極めて重大な悪影響を及ぼすものであることは、前記3(4)イや被告ら準備書面(4)(6,7ページ)において述べたとおりである。原告は、「横浜方式」の継続が住基ネット全体の運営に多大な支障を及ぼしている事実はないなどと主張するが、現に、横浜市の住民に関する国の機関等の事務処理の一部については、住基ネットを利用した本人確認等の事務を行うことができず、行政サービスの向上と行政事務の効率化が阻害された状態が継続しているのである。

第3 結語

以上のとおり、原告準備書面(2)ないし同準備書面(4)における主張はいずれも失当であるから、速やかに訴え却下ないし請求棄却の判決がされるべきである。